

第125回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和6年7月29日（月）10:00～12:00

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

樋 浩一（部会長）、會田 雅人、二村 真理子

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【審議協力者（有識者）】

田中 要範（全国漁業協同組合連合会 参事兼漁政部長）

【審議協力者（各府省等）】

静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：橋本課長 ほか

【事務局（総務省）】

山田大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計制度研究官、菊地調査官 ほか

4 議 題 海面漁業生産統計調査の変更について

5 議事録

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計制度研究官 本日はお忙しい中、産業統計部会に御参加いただきまして、ありがとうございます。現在、総務省政策統括官室において統計制度研究官をしております内山でございます。

部会の開会に先立ちまして、幾つかお断り、それからお知らせを申し上げます。私は、この4月に統計審査官の役割を森審査官にバトンタッチし、その後は専ら統計審査官室のバックアップ業務に当たっておりますが、本日、森審査官が御親族の御不幸のため、急遽本日の部会を欠席させていただくことになりました。そのため、部内で検討し、部会長の御了解もいただいた上で、本日に限りまして、誠に僭越ながら私が森審査官の代理として部会に参加させていただくことと相なりました。久々の部会長の隣の席ということに加えて、緊張しきりでございますが、部会長の運営を支えるよう努めてまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

また、連日、猛暑日という厳しい暑さが続いております。皆様におかれましては、会議途中における適宜の水分補給など、気兼ねなく御対応いただけたらと思います。

それでは、皆様おそろいのようなので、部会長、よろしく願いいたします。

○ 樋部会長 それでは定刻となりましたので、ただ今から第125回産業統計部会を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日も、前回の部会に引き続き、海面漁業生産統計調査の変更について審議をいたします。前回の部会では、行政記録情報の活用に伴う変更を中心に審議いたしましたが、再確認を要する事項があるほか、今回予定されているそれ以外の変更事項についての審議なども残っております。そこで、本日の部会は3部構成で行いたいと考えております。

まず、第1部といたしまして、前回の部会審議で再確認事項とされた事項と、部会終了後に頂いた御質問について、調査実施者から説明をしていただきます。その後、第2部として、前回部会で審議できなかった変更事項の残りと、過去の答申で示された課題への対応状況について審議をいたします。そして最後に、答申案について審議をしていただくということにしたいと思います。

本日の審議は、12時をめぐりに終了することを予定しておりますが、審議事項が非常にたくさんございますので、審議の状況によりましては予定時間を若干過ぎることがあるかと思っております。そのような場合には、御予定のある方は御退席いただいて結構でございます。本日もよろしくお願いいたします。

なお、7月22日に開催されました統計委員会において、私から前回の部会での審議状況について報告をいたしました。その際、行政記録情報の活用については、他の省庁の参考となるような取組になることを期待したいという趣旨の御意見がありまして、調査実施者から、行政記録情報について更に活用を進めていきたいという御回答がございましたので、紹介させていただきます。

それでは、審議に入りたいと思います。まず、第1部として、前回部会で再検討を求めた事項、それから前回の部会終了後に小西臨時委員から御質問がございましたので、それらへの回答について確認をしたいと思います。

前回の部会で再検討とされた事項は、行政記録情報による代替が想定される大臣許可漁業のみを行う経営体について、どういう場合であれば報告の義務の免除が可能かということ調査計画にもう少し的確に記載した方がいいというものでございました。

それから、小西臨時委員からの御質問は、操業水域を削除するに当たり、行政記録情報が活用可能と考えられる調査対象の範囲のボリューム感を確認したいというものでございました。これは、本調査における行政記録情報の活用全体に係る情報提供にもなるかと思っております。そこで、順番といたしましては、小西臨時委員からの質問への回答を先にいただいて、それから、農林水産省の回答に関連して総務省が補足資料を作成したということでございますので、そちらも説明していただき、その上で質疑に入りたいと思います。

それでは、資料1-1によりまして、小西臨時委員の質問事項、それから前回部会の宿題の順に、調査実施者からまとめて御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

たします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 皆様、お疲れ様でございます。農林水産省でございます。本日はまたこのような機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

また、前回の部会において、小西臨時委員から御質問いただいた後に追加でも御質問いただきましたが、その際、データできちんと御説明することができず、恐縮でございます。

本日、御質問いただきました点も含めまして、行政記録情報の活用に係る変更申請をさせていただくことの影響を受ける範囲がどのぐらいのボリューム感であるのかということにつきまして、皆様に的確にお伝えすることが出来ればと考えているところでございます。

それでは、私の方から説明をさせていただきます。まず、資料の1ページ目を御覧ください。

まず、質問の間1ですが、それぞれ、大臣許可漁業を受けた船舶の数が全体に占める割合としてどれぐらいになっているのかということについて御質問を受けたところでございます。

一番上の①の表を御覧いただければと思います。まず、全体の漁船の総数が10万9,000隻でございます。このうち大臣許可を受けている船は約1,150隻でございます。また、経営体ベースで見ましても、全体の経営体8万のうち大臣許可漁業を営んでいる者は約900経営体で、全体に占める大臣許可漁業を受けた船、また経営体の割合は約1%でございます。

我々が今行っております調査に回答している水揚機関の中に占める割合といたしましては、約1,480の調査対象者に対して、そのうち大臣許可漁業を行う船が含まれている水揚機関が約150でございます。こちらは約1割ということになります。ですので、全体の9割は、大臣許可が含まれない水揚機関が調査対象になっている状況でございます。

一方で、大臣許可漁業を行っている船というのは、例えばマグロを獲るなど、遠いところまで漁に行けるような大きい船が多いものですから、漁獲量としてはかなりの割合を占めておりまして、同じく②の表の漁獲量を見ていただきますと、約半分以上は大臣許可漁業を行う水揚機関が占めるということで、水揚機関の割合については、数としては150ということで1割程度なのですが、漁獲量ベースで見ると、過半数を超えるような割合の漁獲量を上げているところになります。

1ページ目から2ページ目にわたって書いてありますが、そういう意味で、この9割の部分につきましては、大臣許可が含まれませんので、操業水域につきましても全て太平洋北西部に該当してございまして、仮に操業水域の欄が削除されたとしても、漁獲量であったり、漁業種類の回答については何の影響も受けない水揚機関が約9割という形で御覧いただければと思っております。

続きまして、2ページ目の③を回答させていただければと思います。こちらの文章の内容は、下の表の方に同じ内容が記載されており、表の方が分かりやすいかと思いますので、こちらの下の表を御覧いただければと思います。

まず、報告者数ですが、左側に今ほど申し上げました大臣許可漁業が含まれている水揚

機関、右側の欄が、大臣許可漁業が含まれていない水揚機関ということになります。大臣許可漁業が含まれている割合は約1割でございます。

今回、操業水域だけ削除ということで活用するのですけれども、ほかの行政記録情報の調査項目は特に削除しませんので、そういう意味で、こちらを積極的に使わない理由ということで御質問を頂いたところでございます。

今回、操業水域につきましては、先ほども申し上げましたとおり、まず大臣許可漁業が含まれていない場合は、大臣許可漁業以外は全て日本海、日本のすぐ近くの水域、太平洋北西部という水域に限定されていることがまずあります。このため、右側の欄につきましては、こちらの水揚機関は調べるまでもなく太平洋北西部で特定されるということでございます。

一方、左側の欄につきましては、大臣許可以外は同様に太平洋北西部に特定できますし、また、大臣許可漁業につきましては、行政記録情報で位置情報がきちっと分かりますので、その位置情報を基に、どの水域で操業を行っているかということが全て確認できるため農林水産省側で全ての水揚機関の水域を特定することができます。そのため、こちらにつきましては、回答させる必要はないということで、今回、調査項目からは削除したいと思っています。ただ、操業水域のデータとしては、実際、行政記録情報で把握できますので、そちらのデータを使って、これまで同様に、公表を行っていきたいと思っています。

一方で、その下の欄の漁業種類別・魚種別の漁獲量につきましては、結局、大臣許可漁業以外の部分については従来どおりの調査が必要になりますし、また大臣許可漁業とそれ以外が混ざっているのも、またそれを区分して報告してくださいということを求めること自体も場合によっては報告者に対して負担になりますので、こちらにつきましては、従来どおりの調査票で把握するという形とさせていただきまして、今回の変更申請では操業水域のみ調査票から項目を落としたいと考えているところでございます。

続きまして、3ページ目、前回再検討をするように御指示いただいたところにつきまして回答させていただければと思っています。

前回は、いろいろ、年によって漁業種類の部分で大臣許可漁業とそれ以外に変わったりするような可能性があったりというあらゆる可能性を少し心配し過ぎて、「原則」報告を求めないというやや曖昧な形で申請内容を申請させていただいていたのですけれども、今回、逆に大臣許可漁業のみを行っているということが確実に確認できる、しっかりとそこが確認できるところだけ求めないという形にすればいいのではないかと考えました。そういう記入漏れとか調査漏れ、把握漏れが生じてしまうのではないかとということを心配して曖昧な規定にするのではなく、確実に大臣許可漁業を行っているということが確認された場合のみに限定して「報告を求めない」とし、調査漏れが起らないような形で申請内容を変更させていただきたいと考えています。

実際にそれが確実にできるかということも少し心配でしたので、前回の御指摘を踏まえた後、以前の令和4年調査の実績から、調査票データが実際に行政記録情報で置き換えられるかどうかを改めて検証したところ、こちらは問題なく代替できるということが確認できましたので、「大臣許可漁業のみを行うことが確認できた場合」という形にしたいと思

います。名簿整備の際に、大臣許可漁業のみを行っているかいないかということを実際に把握し、把握漏れが生じないように、引き続き取り組んでいきたいと思っています。

今、御説明したとおり、下の方の表で修正（案）を記載しておりますが、もともとの案に対しまして、こちらは「大臣許可漁業のみを行う経営体には原則報告を求めない」という言い方をしていましたけれども、そうではなく、「経営体調査の対象となる経営体のうち、大臣許可漁業のみを行っていることが確認できた場合には、報告を求めない」とし、逆に確認ができなかった場合は調査を行うことで、調査漏れが起こらないようにするという対応していきたいと考えております。

長くなりましたが、私からの説明は以上になります。ありがとうございました。

○**樫部会長** ありがとうございました。

それでは、資料1－2によりまして、事務局から補足の説明をお願いいたします。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** それでは、資料1－2を用いて補足説明をさせていただきます。

この資料は、農林水産省の説明に関連して、今回予定されている行政記録情報の活用がどの属性の部分で行われるのかについて、海面漁業に関する調査の全体像とともに改めて御理解いただきたく、事務局側でイメージを作成いたしました。

まず、この資料の左端に「原データ」と書いてあるところですが、この調査で必要とされるデータの源泉は言うまでもなく漁業経営体であるわけなのですが、この経営体の漁獲情報を水揚機関が保有しているか否かで調査が分かれてきます。上段のオレンジ色の部分が、水揚機関で把握可能なものでして、この場合、水揚機関は経営体の漁獲情報をまとめて回答します。直近の状況では、全体で約1,480の水揚機関がありまして、このうち上の約150が報告内容に大臣許可漁業を行う船の漁獲情報が混ざってくる水揚機関でして、大規模な港の漁協などがこれに該当します。先ほどの農林水産省の説明では、この約150の水揚機関が、把握している半分以上の漁獲量を占めているということでした。そして、下の残りの1,330が、大臣許可漁業の情報を扱わない水揚機関ということになります。

次の黄色の部分です。水揚機関では把握困難ということで、漁業経営体に直接調査する分として、これも上下に分かれまして、上が大臣許可漁業のみを行う経営体で約10、下がそれ以外の経営体で約90となっております。

今回の変更では、水揚機関調査、漁業経営体調査において操業水域の報告事項を削除しますけれども、それに加えて報告自体を求めないようにするというものが、この赤で書いてある部分の経営体ということになります。

そして、先ほどの農林水産省の説明で、大臣許可漁業に関する部分を除いて回答を求めることは、報告者に負担をかけることになることから対応困難としていたものが、上の緑の吹き出しを付けた部分になっております。緑の吹き出しの白抜きの文字のところですが、

また、黄色の漁業経営体に直接回答を求めるものであっても、大臣許可漁業も行いつつ、それ以外も行っている経営体もありまして、下の緑の吹き出しのところですが、同じような状況、つまり報告者に負担がかかるものとのことで分かりやすく整理させていただきます。

した。

簡単ですが、報告者を区分して、どの部分が変更の影響を受けるか、補足説明をさせていただきます。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

それでは、皆様から御意見を頂く前に、私から、農林水産省と総務省の説明を聞いた感想を少し申し上げたいと思うのですが、今回の申請に至った農林水産省の基本的な考え方を私なりの言葉にしますと、次のようになるのではないかと考えているのです。

本調査を取り巻く状況としては、これまでどおり、統計調査による確実な状況把握を基本としながらも、一方で漁業法などに基づく行政記録情報の整備が着実に進んできた。これまでも本調査を行う過程で行政記録情報の活用はなされてきたわけですが、個票の審査や集計の過程で「点」として使うようなことが中心になっていた。それが電子化の進捗で「面」としての利用が可能な部分が出てきたので、現状においては、大臣許可漁業に関するデータについて、本調査の代替データとして利用が可能な状態になってきたと言えるのではないかと考えています。

ただ、報告者における作業負担も考えると、単純・一律に全部を行政記録情報で代替するという事はまだできないので、現時点では一部を代替するという事に限られるということではないか。

そして、農林水産省としては、報告者側、つまり水揚機関や経営体における情報管理の状況も見ながら、今後も引き続き代替活用による報告者負担の軽減に取り組んでいきたい。今回はその第一歩にしたい。そのようなことをおっしゃったと認識しております。

したがって、この後、皆様から御意見を頂きますけれども、今はできないけれども、将来的にはこういうこともあり得るのではないかと御提案のようなことも含めて、未来志向で御意見を頂戴できればと思います。

それでは、皆様から御意見をお願いしたいと思います。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 前回の部会后、質問をさせていただいたので、それに対するお礼とコメントをします。

今ご説明頂いた情報が1回目の部会の際に揃っていれば、議論を進める上で本当に良かったと思います。とはいえ、1回目と2回目の部会の間にきっちり整理していただいて、ありがとうございました。

通常の統計調査では、各船、各漁業経営体を対象として調査し、公表時に集計しますが、本調査は、それらを束ねる約1,500ぐらいの水揚機関が調査対象ですので、通常の統計調査と形が異なります。ですので、調査票の変更に伴う影響、例えば、調査対象にすごく負担がかかるといっても、どの程度の負担がかかるかというのがすぐにはわかりません。その状況で1回目の部会で議論を行いました。今日までにこのように整理していただいたことによって、影響が及ぶ範囲がよくわかるようになりました。日本全体の漁船において大臣許可漁業をしている方たちが1%で、水揚機関で言えば1,500中10%で150ぐらいが含

まれ、数は少ないように見えるかもしれないけれども、漁獲量で言えば半分以上という規模感がきっちり分かり、加えてどれぐらいの人たちに対して行政記録情報が活用可能かということが明らかになったと思います。ですので、この情報がしっかり答申案に入り、私たちのここまでの議論の過程がしっかり伝わるという素地ができ、感謝申し上げます。

そういう点で言えば、2ページの下の方で、前回部会で、操業水域だけ削除するのはなぜですかと質問したのは、操業水域だけ削除することで客体負担が減るといった感覚が分からなかったからなのです。今日御説明いただいて、日本の漁業では、61番の太平洋北西部で操業されている船がほとんどで、大臣許可漁業が混ざることのない水揚機関が1,330と多くということがはっきり分かりました。

前回部会では、操業水域以外の項目について、私は大臣許可漁業以外の経営体の漁獲量、魚種、漁法についても行政記録情報を活用し、項目削除できないのかという意図で質問したわけではなく、操業水域も削除しなくて済むならなくさないでほしいという意図で質問しました。行政記録情報を活用し、操業水域を削除するが、通常の調査も引き続き行う点について、今後も操業水域、魚種、漁法についても変更する漁船や経営体があるので、行政記録情報取得時と調査時点で状況が変わっても、正確に情報がとれる形を取って頂くことは評価できる点だとおもいます。

今回、行政記録情報を活用する客体の割合は全体においては僅かなところではありますが、ダブルチェックの意味も込めて、これまでの調査もきちんと行っていくということは強調して、調査の精度を保とうとしているということをおっしゃられてもいいのではないかなと思いました。

以上、コメントです。ありがとうございました。

○**樫部会長** ありがとうございました。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

宇南山臨時委員、どうぞ。

○**宇南山臨時委員** おはようございます。宇南山です。参加が少し遅くなりまして失礼しました。遅れたため、全部を聞いているわけではないのですが、問2のところを私は、調査票も配らないで大丈夫かという質問をさせていただいたと思うのですが、その答えとして、きちんと確認できるところは確認をして、微妙なところには調査をかけるという御回答を頂いたと理解していますが、これは現実的に行政記録情報がある場合に統計調査をどうやるかという意味ではすごくきっちりとしたすり合わせの形だと思って、非常にいい対応だと思います。御対応ありがとうございました。

私からは以上です。

○**樫部会長** ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 1点事務局から、よろしいですか。

○**樫部会長** どうぞ、事務局。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 事務局でございます。失礼します。

今の議論に関しまして、事務局から農林水産省に1点質問ということで、画面の方は、資料1-2の補足説明資料を出していただいでよろしいですか。

さきほど当方から説明しました補足説明資料に関連するのですが、今回の変更により、報告者のうち、大臣許可漁業のみを行う経営体約10については、行政記録情報による代替が予定されています。

このほかにも、調査への回答内容に、大臣許可漁業の情報が混ざる報告者は、水揚機関で約150、経営体で約90程度あると。これらの報告者にとって、大臣許可漁業が混ざったままの回答が楽なのか、大臣許可漁業を除く方が楽なのかについては、農林水産省が主体的に決められるというものではなくて、ひとえに報告者側における漁獲情報の電子化の状況によると考えられます。そうであるならば、今後、水揚機関や経営体の電子化の状況を個別に確認して、負担の小さい方を選択していただくなどの対応も、今ではないのですけれども、今後は考えられるのではないのでしょうかと思っております。この点について農林水産省は今どのようにお考えか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。今、事務局の方から御質問を頂きましたが、おっしゃるとおりかと思っております。大臣許可漁業につきましては、既に我々、同じ農林水産省内の水産庁の方から電子化された状態でデータを頂けているので、そういう意味でそちらの行政記録情報が今使いやすい形になってきているのですけれども、水揚機関側から報告をしてもらう場合には、今、菊地調査官におっしゃっていただいたとおり、水揚機関側の電子化の状況によって、できる、できないというのが変わってこようかと思っておりますので、今後そのようなところも注意しながら、逆に水揚機関側から行政記録情報も出しているのだから、この統計調査ではなくそちらを使ってももらえないとか、報告者の負担が大きいので電子化されている行政記録情報を使って欲しいという声が上がってきた場合には、それにきちんと応えていきたいと思っております。ただ、一方で、電子化が進んでいないところで同じように抜いて区分して出してくれと求めてしまうと、それはそれで少し一律に負担を求めるとするのは、逆に統計調査をする上でもかえって煩雑になったり、報告者の負担にもつながりかねませんので、そこは調査客体の状況をよく見ながら、できるところから対応を考えていくような形で今後検討を進めていければと思っておりますのでございます。

ありがとうございます。

○樫部会長 ただ今の点について、何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 農林水産省、回答ありがとうございます。分かりました。

それでは、今すぐにはないのですけれども、今後、水揚機関や経営体の電子化の状況を個別に確認して、負担の小さい方を選択していただくなどの対応もあり得るということですね。そうであれば、今後、行政記録情報を更に活用していく際の具体的な対応の選択肢の一つとして御検討いただければと考えております。

事務局からでした。失礼しました。

○樫部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、御意見、御質問あればお願いします。

よろしいでしょうか。

一般的には、行政記録情報を使うことで、回答者の負担が軽減されるとイメージされることが多いですが、だからといって、何が何でも行政記録情報だけを使うというわけではなく、今両者がおっしゃったように、回答者の状況を見ながら、合理的な形で利活用の進め方を考えていくということを「今後の課題」というところにも記載するのでしょうかね。そういうことも少し検討していただくという形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、今のところ、農林水産省の御回答について、皆様御了解いただいたということによろしいでしょうか。

そして、調査計画の修文については、こちらは農林水産省に作っていただいた修正案、こちらを統計委員会の修正意見として答申案に記載するというようにさせていただきたいと思います。

そして最後のところですが、行政記録情報の活用にあたって、回答者の負担に配慮しながらということを経験のところに書くかどうかというのは、少しまた検討することによって、取りまとめということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、1回目の再確認事項の審議を終わりとしまして、本日の第2部、残りの変更事項などの審議に入りたいと思います。

資料は、前回と同様の審査メモと、それから審査メモで示された論点に対する回答というものを利用いたします。

まず、資料2の審査メモの8ページです。調査の実施期間を、「調査対象年の翌年1月～3月」から「調査対象年12月～翌年3月」に拡大することについて、事務局から説明をお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 資料2の審査メモの8ページ、調査時期の変更です。

本調査は、基本的に前年1年間の実績について、翌年の1月から3月に回答を頂くという形で行われているのですが、これを1か月、前に延ばしまして、12月から3月までの4か月にすることが計画されています。

これは例の1、2にありますように、魚種によって、また同じ魚種でも地域によって漁の時期が様々ということで、12月までにその年の漁期が終わっている場合などもありまして、以前から地域の実情に応じて少し前倒しで調査票を配布していた事例もあったということでした。なので、今後も魚種・地域に応じて地方農政局等で柔軟な対応ができるようにしたいということで、1か月拡大したいという計画となっています。こちらについては、調査の実態に沿って調査計画を修正するものですので、適当と考えていまして、論点も特に立てておりません。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

この変更については、特に論点は設けられておりませんが、何かの御質問とか御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

皆様、よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がなければ、変更事項については了承ということにして、次に進みたいと思います。

それでは次に、審査メモの9ページ目のかき類・のり類の養殖業に関する調査周期などの変更について、事務局から御説明をお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、審査メモ9ページ、変更事項の最後になりますけれども、海面養殖業のうち、かき類やのり類の養殖についての変更です。変更事項が複数の項目にわたってございまして、6月26日の諮問の際にも図を見ながら御説明しておりましたので、同様に別添の資料4を見ながらお聞きいただければと思います。

この別添資料4は、上半分が変更前、下半分が変更後になります。順に御説明しますが、まず調査周期と調査時期についてです。この調査は、基本的に暦年のデータを翌年3月までに回答していただくという形で行っているのですが、かきやのりの養殖に限っては、これまで上半分にありまして、半期ごとの調査として、その都度回答を頂戴していました。しかし、事務負担の軽減を中心とする調査の効率化という観点から、半期ごとのデータを回答していただくという実態には変更がないのですけれども、今回、本調査のほかの部分と同様、1年に1回まとめて回答していただくことに変更しまして、調査時期も先ほど御説明した12月～翌3月にそろえることが予定されています。

このうち、調査周期の変更については、かき類・のり類の調査、報告者数でいうと約490の事務負担を軽減しようとするものであること、それと、今回の変更に対して、農林水産省内の利活用部局においては、半年ごとの情報把握が継続されるのであれば、年1回にまとめて回答することも差し支えないと、そういう旨の調整ができていくということですので、おおむね適当と考えてございます。

調査時期の変更について、これまでの後期分、7月～12月の回答期間である1月～3月を12月～翌3月に拡大して、調査事務全体の統一性を図るとともに、調査期間に余裕を持って対応できるようにするものと考えられるので、こちらについてもおおむね適当と考えてございます。

ただ、調査票自体に変更はないということなので、かき類・のり類の報告者は、これまで同様、前期分と後期分の回答を別々に作成することが求められる。なので、報告者によっては、前期分の回答が作成されているのに提出せず、後期分の報告のときまで保存するような場合も考えられます。

については、半期調査を年次調査にすることに伴う農林水産省における調査事務の変化と、報告者における手間の変化について確認したいという論点を立てております。

続けて、ここの部分で集計事項の変更も予定されています。この変更は一言で申し上げますと、概要、つまり速報の充実と御理解いただければと思います。

引き続き別添資料4の図なのですけれども、これまで上半分のA1にありますとおり、概要の段階では年計のみが公表されておりました。しかし、変更後のA1では、年計に加えて半期別集計と養殖年計を追加するという計画です。養殖年計というのは、初耳の方もい

らっしゃるかと思えますけれども、暦年でも年度でもなく、毎年7月を起点とする1年間を指すものでして、養殖の分野において用いられている1年の区切り方ということだそうです。

なぜこのような概要の充実が必要になるのかということなのですが、先ほど申し上げた回答周期の年次化に関係しています。回答周期の年次化によりまして、調査対象者からの回答、例えば③と④のデータは、翌年の3月にしかそろわなくなります。その結果、上半分のB1のところ、つまり2月の公表段階で活用していた③の部分が間に合わなくなってしまいます。そのため、変更後のB1で公表する養殖年計は、1期前である②と①の合計にせざるを得なくなる。ここで何もしなければ、②と③の養殖年計は1年後になってしまうということになります。そこで、次の概要公表であるA2のタイミングで②と③の養殖年計を出すことにすれば、養殖年計の公表についての言わば遅れ、これを3か月に短縮することができる。このようなことから、今回、回答周期の年次化を受けて、概要の充実を図ることが計画されています。

そして、審査メモの10ページに画面を戻していただきまして、この変更については、審査メモの10ページのウの部分になりますが、回答周期を年次化しないといけない状況の中、それに伴う公表の遅れを最小限にしようという対応であることから、適当と考えてございます。

事務局からは以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。

それでは、論点に対する御回答を調査実施者からお願いいたします。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** ありがとうございます。それでは、回答資料の10ページ、(4)を御覧いただければと思います。

今、論点を頂きましたとおり、調査客体によっては、既に調査を終えている調査票について、半期ごとに出していたものが、年1回となるため、保管の手間が増えるのではないかという論点を頂いたところでございます。

おっしゃるとおり、確かに提出時期まで資料を保管いただくこととなりますけれども、実際、半年ごとの調査の場合は、それぞれ報告者におきましては、調査員への対応回数、また郵送回数もそれぞれ2回対応が必要だったところ、それが1回になりますのでこの負担軽減の効果が大きいのではないかと考えております。

また、調査する側の対応といたしましても、調査員や事務を担当している職員、調査員や地域の拠点の職員におきましても、調査対象への対応回数であったり、郵送の回数、また審査報告に関する事務負担というものも2回から1回に減るということで、調査に係る事務負担の軽減にもつながると考えているところでございます。

また、実際、利活用部局からも、今回申請させていただきました内容のとおり、半期ごとの情報把握というものが継続されるのであれば、年1回にまとめて対応するというところでも差し支えないということで、調整もできておりますので、我々といたしましては、全体としての負担軽減につながるということを期待いたしまして、今回のような変更をさせていただければと考えているところでございます。

私からの回答は以上になります。ありがとうございました。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、質問や御意見があればお願いいたします。小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** ありがとうございます。客体負担の軽減を考えて調査周期を変更されるということですが、取りあえずこれでやってみるということはいいいと思うのですけれども、先ほど総務省の菊地調査官からも御説明がありましたけれども、この変更によって、どんな集計結果と公表結果に前回と違いが出たかという検証は内部ではされる予定なのでしょうかということが少し1点聞きたかったことです。よろしくお願いします。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** ありがとうございます。

実際に取りまとめ時期が少し遅れるということになりますが、やる中身自体は全く同じことになりますので、問題ない結果が出ると考えているところでございます。

ただ、何かこの変更によって影響があるのではないかという御懸念の観点から御質問があったのかなと思うのですけれども、そのようなこともないように取り組んでいきたいと思いますが、万が一そういうことがあったら、当然そこは解消できるようにしたいと思えますし、これまで同様の結果が得られるように、そこは事前に十分に確認しながら、実際、問題ないだろうという確認・検証をした上でやるのですけれども、引き続き問題ないように取り組んでいければと思っております。

少し私の回答が御質問の趣旨に合っていないかもしれませんが、しっかりとした調査を継続するというので取り組んでいきたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

○**小西臨時委員** ありがとうございます。変わるという、今までの対応回数より減るということで、それは楽にはなるかもしれないのですけれども、それで、記録を保存しておかなければいけないということもきっと起きると思うので、変更しますということをしつかり客体の方たちに周知して、その上で、結果ももちろん、当然、変更前後で変なギャップがないとか、異常値とかのチェックをされると思うので、その辺りについても、いつもどおり丁寧にしていただければいいなと思います。

以上です。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** 分かりました。その辺り、御指摘も踏まえてしっかりと対応していきたいと思えます。ありがとうございました。

○**樫部会長** ほかに御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今、小西臨時委員から、変更の影響がないようにきちんと注意していただきたいというお話がございましたけれども、変更の方向性については御了解いただけたと認識しておりますので、全体としては御了承いただいたということで進めてよろしいでしょうか。

それでは、そのように整理し、先に進めていきたいと思えます。

以上で、今回予定されている計画の変更については審議を終えましたので、次に前回の

答申で示された課題への対応状況について確認をいたします。

事務局から、前回答申時の課題についての審査状況について御説明をお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。それでは、審査メモ11ページの課題への対応についてです。

課題の（1）です。1つ目、定期的な調査計画の見直しについてです。

この調査は、今の統計法が平成21年に全面施行されて以降、諮問がなく、平成30年になって初めて諮問がなされました。そのような背景を受けて、特に個別の課題があったというわけではないのですが、一般的な留意事項として、適宜計画の見直しを行うということが課題とされました。ですから、その答申の後に、諮問を要しない形ではあったのですが、随時、計画の変更がなされているところでして、今後にも必要に応じて対応していくということとしておりますので、この課題への対応は、対応としては適当と考えております。

次の（2）です。2つ目の課題でございますけれども、前回平成30年の変更で市町村別の調査が廃止された際に、都道府県においても独自に漁獲量に係るデータを保有している事例が把握されたということを受けて、そのデータの利活用促進という観点から設けられた課題です。

これについて農林水産省は、本調査の結果が掲載されているサイト上に、独自にデータが公表されている都道府県のリンクを掲載するというので、先月6月下旬に公開されたということです。具体的には、別添資料5の形で農林水産省のホームページに掲載されております。

この対応については、今回変更申請をすることを契機として、ようやく取り組まれたという対応ではあるのですが、課題が示されてから結構時間は経過しておりますけれども、統計情報の利活用の拡大に資するものであるということで、対応自体は適切であると考えております。

このようなことで、この2つの課題について、論点は立ててございません。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

今も御説明がありましたように、いずれについても一定の対応がなされている、また、今後にもなされるであろうという見込みがあるということから、特に論点は設定されておられません。ただ今の説明について質問や御意見がある方がいらっしゃればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がなければ、課題への対応について了承したということで、次に進みたいと思います。

以上で個別事項の審議を終了いたしましたので、本日の最後、第3部として、一連の審議の取りまとめとして、答申案の審議に入りたいと思います。

まず、具体的な審議に入る前に、私が考えております答申案の取りまとめの仕方について御説明したいと思います。

資料4を御覧いただきたいのですけれども、この答申案でございますけれども、前回の部会までに結論が得られている部分については、審議結果も含めて文章化ができております。また、本日審議した部分につきましては、変更内容など、事実関係として記載できる部分は文章化しておりますけれども、審議結果の部分は、今日の審議を受けて記載する部分ということでございますので、まだ文章化はされていないということでございます。

そこで、進め方としましては、まず事務局から簡潔にこの答申案の構成について御説明していただくということにしたいと思います。

2番目として、その上で基本的には答申案の順に沿って確認いただきますけれども、このうち1回目の部会でおおむねの結論が得られた部分については、部会での審議内容を適切に反映できているか、他に修正や追記すべき事項があるかということなど、皆様から御意見を頂きながら順番に確認していきたいと思っております。

それから3つ目として、本日審議した部分で、部会としての判断がまだ書けていない部分につきましては、今後の文章化に向けて、口頭で整理の方向性を申し上げますので、それについて御意見を頂けたらと思っております。

最後に、答申の最後の部分に記載しております「今後の課題」については、既に前回の部会で2つの課題について御提案がございましたので、文章化しておりますけれども、追記等を含めて御意見を頂ければと思っております。

それから、答申の順番としては逆になりますけれども、最後に全体評価として、答申の冒頭部分の承認の適否について、記載方針を審議するというにしたいと思います。

なお、審議結果が文章化できてない部分の取りまとめ、最終的な確認方法については、最後に皆様に御相談させていただきたいと思っております。

(通信不良で中断)

○樫部会長 WEBの音声が中断していたようなので、答申案の取りまとめのところをもう一回御説明します。

まず、前回までに結論が得られた部分については、文章ができていますというお話をしました。それから、本日の部分については、文章ができていないので記載しておりませんという御説明をして、進め方として、まず事務局から、答申の全体像について説明をしていただくということにしたい。それから、個別に答申案に沿って確認していただくのですけれども、1回目の部会でおおむねの結論が得られた部分については、この部会での審議内容を適切に反映できているかどうか、それから他に修正や追記すべき事項はあるかということなど、皆様から御意見を頂きながら順番に確認していきたいということを申し上げました。それから、今日審議した部分で部会としての判断がまだ書けていない、文章になっていない部分については、今後の文章化に向けて、私が口頭で、こういう方向で整理してはどうかという整理の方向性を申し上げますので、それについて御意見を頂けたらと思っております。

それから、答申の最後に記載している「今後の課題」については、既に前回の部会で2つ課題を頂戴してまして、それは文章化できております。これについて御意見を頂ければと思っております。

それから最後に、答申の順番としては一番冒頭にあるわけですがけれども、全体評価として冒頭にある承認の適否について記載方針を審議したいと考えておりますということでございます。

そして、その審議結果の文章化できていない部分については、最終的に皆様に御確認いただく必要があるのですが、これをどうやって行うかということについては、最後に皆様と御相談させていただきたいと思っておりますということでございます。

このような形で進めていきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

特に御異論がなければ、資料4に基づいて、答申案の全体構成について、まず事務局から簡潔に説明をお願いします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、事務局でございます。資料4の答申案について説明いたします。

答申の様式につきましては、これまでの統計委員会答申の構成を踏襲しておりまして、1として本調査計画の変更、そして2、過去の答申、平成30年7月20日付の統計委員会の第6号における「今後の課題」への対応状況、3として今後の課題、これをスタンダードな構成としています。

1の本調査計画の変更については、承認の適否、それと理由等としております。

(2)の理由等に、今回審議していただきましたアの行政記録情報等の活用に伴う計画の変更、それとイの調査実施期間の変更、ウのかき類・のり類の養殖業に係る調査周期等の変更の順で項目を立てて、それぞれ、計画変更の個別内容、審議していただいた内容、それと結論の方向性を記載しています。ただ、本日議論していただいた判断に係る部分については、現状では文章化できておりません。

答申案5ページの2の過去の答申における「今後の課題」への対応状況についても、判断に係る部分について、同様に現状では文章化はできておりません。

答申案5ページの3番の今後の課題については、前回の部会での議論を踏まえて文章化しておりますが、本日の議論を踏まえて修正もあり得るという状況でございます。

事務局からの説明は以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

それでは、1ページ目の理由等のところから順番に御確認いただきたいと思っております。アの行政記録情報等の活用に伴う計画の変更というところから順番にお願いいたします。

まず、(ア)報告を求める事項の削除というところについてでありますけれども、aの部分で、行政記録情報等の活用により、「操業水域」を削除する一方で、操業水域別集計については継続するという変更内容について記載しております。

これについては、このページの一番下bの「しかし」という段落ですが、操業水域が以前から報告者、調査実施者ともに負担が大きい調査事項であったこと、一方で、2ページ目になりますけれども、cの漁業法に基づく大臣許可漁業に関する漁績報告書の電子化が進んだことで、より簡便に利用できるようになったことなどを踏まえて、結論として、dになりますけれども、調査の負担軽減や効率化を図りつつ、操業水域別の集計は従前どおり継続されることから、適当としております。

この部分につきまして、御意見があればお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

特に御意見はないでしょうか。

では、特に御異論がないようでございますので、御了承いただいたものとして整理したいと思います。

次に、2ページ目の（イ）のところですが。漁業経営体の一部についての報告の免除についてであります。

変更内容は、aの2段落目に記載しておりますけれども、大臣許可漁業のみを行う経営体については、行政記録情報である漁績報告書のデータで代替できることから、原則として報告不要にするという計画でございました。

これについては、bの部分にありますとおり、前回の部会での取りまとめを受けて、変更すること自体は、おおむね適当としております。

ただ、調査計画の記載ぶりについて見直しの必要があるということで、cの部分については、統計委員会修正意見として、本日御審議いただいた資料1で示されました新旧表を入れつつ、コメントを付したいと考えております。

この部分について、御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御異論がないということですので、今日の審議の結果の新旧表を入れて、コメントを付して答申に入れるということで御了承いただいたものと整理したいと思います。

続きまして、2ページ目の下の（ウ）のところですが。本調査の実施の際に活用する行政記録情報等の追記についてでございます。aの部分で変更内容を記載しておりますけれども、本調査の審査・集計時に活用が想定されている行政記録情報として、内水面漁業法に基づく実績報告を調査計画に追記するという計画でございます。

これにつきましては、3ページ目のbの部分にありますけれども、今回の変更の経緯を含めて記載しながら、「そこで」の段落において、結論として、今後活用が可能になると見込まれる行政記録情報等を調査計画に追記するものであり、適当としております。

「ただし」のcの部分ですけれども、現状では、海水陸上養殖業の国内全体の総量について、統計調査としては、十分把握できているとは言えない状況になっていると考えられるとの指摘がなされたことから、新たな産業形態であります海水陸上養殖業の実態把握については、今後の課題として整理することとしております。

なお、課題自体については、答申最後の「今後の課題」に記載しますので、後ほど審議したいと思います。

この部分について御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段異論がないようなので、御了承いただいたということで整理いたします。

以上が、1回目の部会でおおむねの審査を受けられた部分でございました。「調査実施期間の変更」からは、今日の部会で審議した部分でありますので、変更内容などの事実関係などについては文章化されておりますけれども、部会の判断の部分は記載されてお

ません。

つきましては、既に記載している部分について確認いただきながら、今日の審議の結果について、私からの口頭になりますけれども、概要を申し上げますので、それについて御意見を頂き、共通認識を得たいと考えます。

まず初めに、3ページ目のイの調査実施期間の変更についてでございます。ここでは、aの部分で、調査期間を1か月拡大することについて、変更理由とともに記載しております。これについて、部会の判断に当たるbの部分がまだ書けておりませんが、本日の審議で特段の御異論はありませんでしたので、本調査の円滑な実施の観点から、調査の実態に沿って調査計画を変更しようとするものであることから、適当としてはどうかと考えます。

以上のような整理の方向性でいかがでございましょうか。御意見があればお願いしたいと思えます。

特に新たな御意見はないようでございますので、今申し上げた方向性を文章化して、改めて御確認いただくことにしたいと思えます。

次の4ページ目に参りまして、かき類・のり類の養殖業に関する部分です。まず、(ア)の調査周期及び調査実施期間の変更というところからでございますけれども、aでは、これまでのかき類・のり類の調査の実態、つまり半年周期で行っていたことについて記載しながら、bで変更内容として、ほかと同様に年次調査に変更することを記載しております。

この変更につきましては、かき類・のり類の調査の事務負担を軽減しようとするものであること、それから、今回の変更に対して、省内の利活用部局においては、半期ごとの情報把握が継続されるのであれば、年1回にまとめて回答することにしても差し支えない旨の調整ができていうことから、部会の結論になるcの部分は、適当としてはどうかと考えております。

以上のような整理の方向で、いかがでございましょうか。御意見があればお願いしたいと思えます。

よろしいでしょうか。

特に御意見がないようでございますので、今申し上げた方向性を文章化して、改めて御確認いただくことにしたいと思えます。

次に、4ページ目の後半の(イ)の集計事項の変更というところでございます。

aとbにおいて現状と変更計画の概要を記載しておりますけれども、この変更につきましては、概要段階での公表内容を充実しようとするものであり、これにより、回答周期の年次化に伴って生じる養殖年計の公表の遅れを1年から3か月に短縮するという効果もあるということから、部会の結論にあるcの部分ですけれども、ここでは適当としてはどうかと考えております。

以上のような整理の方向でいかがでございましょうか。御意見があればお願いしたいと思えます。

特に御意見がないようでございますので、今申し上げた方向性を文章化して、改めて御確認いただくことにしたいと思えます。

以上が、今回の変更事項に関する部分でございました。

次に、「2 過去の答申における「今後の課題」への対応状況」についてでございます。

5 ページ目の（1）の定期的な調査計画の見直しでありますけれども、a の部分で、課題の趣旨と、それからこれに対する農林水産省の対応を記載しておりますけれども、これらの対応について、特に御異論はなかったと認識しておりますので、こちらにつきましては、農林水産省は、今後も、省内の利活用部局との協議を定期的に行いつつ、適時調査計画の見直しを行っていくとしており、今後も適切な対応が期待されることから、適当としてはどうかと考えております。

以上のような整理の方向性でいかがでございましょうか。御意見があればお願いしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

特に異論はないということで、今申し上げた方向性を文章化して、改めて御確認いただくこととしたいと思います。

次に、5 ページ目の（2）の都道府県等が把握している漁獲量等データの公表等の検討というところでございます。

この課題は、地方公共団体が独自に有する関連情報の積極的な活用が図られるように、農林水産省としても対応することを求めるものとして示されたものでございます。こちらについては、既に農林水産省において対応がなされており、同じく御異論はないということであったかと思っておりますので、これらの対応について、適当としてはどうかと考えております。

以上のような整理の方向性でよろしいでしょうか。

特に御意見はないようですので、御了承いただいたということで、今申し上げた方向性を事務局で文章にさせていただいて、改めて確認していただくことにしたいと思います。

以上が、今回の変更事項や前回答申の課題対応への評価ということになります。

次に、今回の審議全体を通して記載する「今後の課題」については、前回の部会の段階で、既に2つの御提案を頂いております。

まず、5 ページ目の下の（1）の部分ですけれども、本調査全体における行政記録情報等の活用ということになりますけれども、今後も活用拡大の余地があることから、電子化の状況を踏まえつつ、引き続き検討するということを課題として挙げております。

それから、6 ページ目に参りまして（2）のところですが、新たな産業形態である海水陸上養殖業について、統計調査としては総量を十分に把握できていないのが現状と考えられます。ただ、届出や法定報告の提出も始まったばかりの段階であり、実態の統計化を直ちに行うことは困難と考えられますので、今後整備されていく行政記録情報等の状況などを勘案しつつ、実態の正確な把握を検討するということを課題として掲げております。

以上2点を課題としてはどうかと考えておりますけれども、更なる追記とか、課題の追加のような御意見があれば、お願いしたいと思います。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございますけれども、先ほどの（１）行政記録情報等の更なる活用のところですが、こちらについては、先ほど農林水産省に少し質問させてもらって、確認させていただいたという次第でございます。

それで、先ほどのやり取りも踏まえまして、少し御提案という形になるのですけれども、３の（１）行政記録情報等の更なる活用のところで、「そのため」のくだりのところです。ここの文字が、現状の文字だと、あまり具体的な方向性はそこまでは書いていないかなということもございまして、先ほどの、これから先の行政記録情報等を更に活用していくという方向性も踏まえて、「例えば」の文言のイメージなのですけれども、「行政記録情報等の電子化の状況等も踏まえつつ、水揚機関調査等における大臣許可漁業に係る行政記録情報等による代替の可能性も含めて、報告者負担及び事務負担の軽減並びに調査の効率化等の観点から」と、若干、農林水産省の対応について、具体化した文字を入れるようなイメージで提案したいと考えております。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計制度研究官 補足して、よろしいでしょうか。

○樫部会長 どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計制度研究官 内山でございます。ありがとうございます。

今、菊地調査官から申し上げたのは、今後、行政記録情報等を活用するに当たって、いろいろな選択肢があるのだけれども、実現可能性が高い選択肢と申しましょうか、次の対応として念頭に置かれていることを具体的に例示した方が、農林水産省においても、答申を踏まえて何をすればいいのかが明確になり、省内説明も含めて動きやすいのではないかとございまして。一方で、現状では、答申案５ページの一番下に「行政記録情報等の電子化の状況も踏まえつつ」と書いているのですが、これだけを見ると、あたかも農林水産省の中における電子化だけが念頭に置かれているかのように見えます。ですが、先ほどのお話しですと、農林水産省としては、ある程度電子化が進んでいる状況で、行政記録情報等の活用を更に進めるには、報告者側でどれほど電子化の状況が進んでいるかということに左右されるというふうには受け止めました。漁協や経営体ごとの状況によりけりということになりますが、それは農林水産省においてコントロールできる問題ではありません。そうであるならば、報告者の状況を見ながらという趣旨も、この「今後の課題」の中に書いた方がいいのではないかと思います。つまり、農林水産省内の電子化だけについて頑張れということではなくて、報告者側の状況も見ながらという趣旨も加えられるのではないかと、そのようなことも含めて御提案差し上げたいと思います。

少し長くなり、申し訳ございません。以上であります。

○樫部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

では、特に御異論がないようであれば、この辺のところは、もう少し具体化した方がいいと思いますし、行政記録情報等の活用は、農林水産省だけの問題ではなくて、報告者側の事情にも左右されるということも書いた方がいいのではないかと思いますので、事務局

で今の趣旨のように、回答者側の電子化の状況も見ながら、負担軽減という観点から考えるということをし文章にさせていただいて、答申案全体の御確認のときに、皆様に再度御確認していただくという形にしたいと思います。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計制度研究官 かしこまりました。

○樫部会長 それでは、事務局の方で、今の部分は文章化をよろしく願いいたします。

以上で（２）の理由等以下の部分について御確認いただいたということで、最後の答申冒頭部分の承認の適否の部分はどうするかということでございます。

1 回目の部会では全ての事項について審議しておりませんでしたので、本日の資料としては、この部分は空白になっておりますけれども、これまでの審議の内容を踏まえますと、調査計画の書きぶりの一部修正ということはございましたけれども、変更内容については承認して差し支えないという内容になろうかと思っておりますけれども、これでいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この部分は、承認して差し支えないという表現ぶりにさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、第3部の答申案の議論審議を含めまして、本日予定しておりました議題については、一通り審議を終えましたので、取りまとめをしたいと思っております。

まず、答申案のうち、文章化できていない部分につきましては、本日頂いた共通認識に沿って、私と事務局で相談の上、速やかに整理して、メールで皆様にお送りして確認していただきます。確認手順の詳細については、事務局とも相談して速やかに御連絡いたしますけれども、8月下旬に予定されている統計委員会で答申案を報告するというスケジュール上の制約もありまして、頂いた御意見の扱いについては、基本的に私にお任せいただけたら幸いです。そういうことでお願いしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようにいたします。

それでは、最後に事務局から御連絡をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計制度研究官 内山でございます。本日もお忙しい中、御審議に参加いただきまして、ありがとうございます。部会長からもお話がありましたとおり、答申案で文章化できていない部分についての追記につきましては、速やかに作成して皆様に御確認をお願いする予定でございます。

具体的なスケジュールにつきましては、確認をお願いする際のメールにお示ししますが、限られた時間の中での確認ということになりますことを、あらかじめ御容赦いただきつつ、引き続きお力添えいただければと思います。

最後に、いつものお願いでございますが、議事録の確認でございます。前回の部会議事録については、お待たせしておりますが、もうしばらくしましたら皆様に確認の御連絡を差し上げられると思います。本日の議事録につきましても、事務局で作成次第、追ってメールにて御照会差し上げますので、こちらもよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○樫部会長 ありがとうございます。

今、事務局から話がありましたように、答申案の追加内容の確認が残っておりますので、引き続き皆様には御協力をお願いいたします。とはいえ、実際にお集まりいただくのは本日で最後になるかと思いますが、今回の海面漁業生産統計調査について、2回にわたり精力的に審議をしていただきまして、皆様、本当にありがとうございました。

田中審議協力者におかれましても、専門的な知見を踏まえた貴重な御意見を頂き、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

それでは、皆様、暑い中、非常に大変かと思いますが、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の部会を終了したいと思います。ありがとうございました。